

**外国為替及び外国貿易法に基づく
輸出貿易管理令等の改正について
(ロシア向け先端的な物品等の輸出等禁止措置)**

**令和4年5月13日
経済産業省
貿易経済協力局
貿易管理部**

ロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等について（全体概要）

○ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、輸出入禁止措置を導入。

（1）国際輸出管理レジームの対象品目のロシア及びベラルーシ向け輸出等の禁止措置

※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

（2）ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の両国向け輸出等の禁止措置

※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術

（3）ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置

※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア130団体、ベラルーシ2団体。

5月10日に71のロシアの軍事関連団体の追加について閣議了解・告示公布、5月17日施行。

（4）ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置

※石油精製関連の触媒を追加（5月10日閣議了解、5月13日政令閣議決定・政令等公布、5月20日施行。）

（5）ロシア向け奢侈品輸出の禁止措置

※対象品目：高級自動車、宝飾品等

（6）「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置

（7）ロシアからの一部物品の輸入禁止措置

※対象品目：アルコール飲料、木材、機械類・電気機械

（8）ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置（5月10日閣議了解、5月13日政令閣議決定・政令等公布、5月20日施行。）

※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシア向け先端的な物品等の輸出等禁止措置)

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシアへの先端的な物品等の輸出等禁止措置**を導入する旨発表（5月10日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（5月13日閣議決定・公布、5月20日施行）。これに合わせて同日付で関連する省令等を整備することにより、上記に関する輸出等禁止措置を導入する。

○追加対象品目（関連技術を含む）

- ・ 石油精製用の触媒
- ・ 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品
- ・ 電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用するように設計した装置
- ・ 積層造形用の装置（3Dプリンター）並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金
- ・ 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置
- ・ 微小な電気機械システムの製造用の装置
- ・ 水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料及び変換効率の高い太陽電池の製造用の装置
- ・ 真空ポンプ及び真空計（量子技術関連）
- ・ 極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品（量子技術関連）
- ・ 集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置
- ・ 量子収率の高い光検出器（量子技術関連）
- ・ 工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置
- ・ 電磁波による探知を困難にする機能を向上させる材料（メタマテリアル）、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金（高エントロピー合金）その他の先端的な材料（一部は量子技術関連）
- ・ 導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子

外国為替及び外国貿易法（関連条文抜粋）

（輸出の許可等）

第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

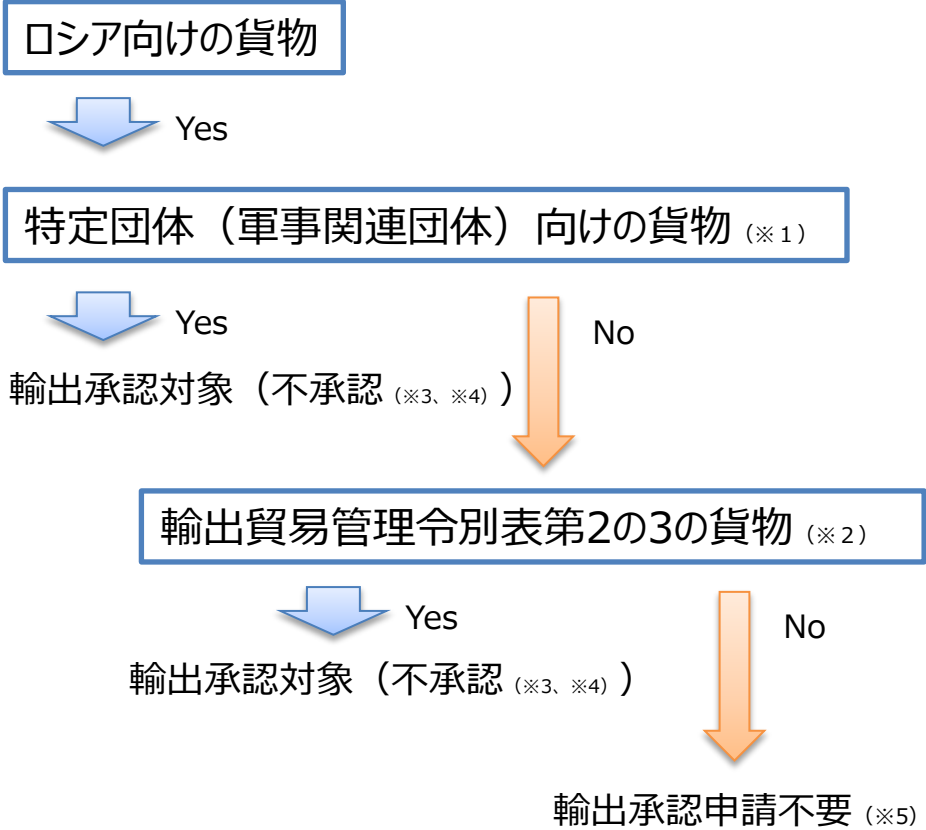
（役務取引等）

第二十五条第六項

主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。



- (※ 1) 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- (※ 2) 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）、奢侈品、先端的な物品（量子コンピューター、3Dプリンター等）
- (※ 3) 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。詳細は次頁を参照
- (※ 4) 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救いゆつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。）
- (※ 5) 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

ロシアを仕向地とする貨物の輸出承認について

輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3から第1号の7までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」によるほか、既存のロシア向けの措置に加え、令和4年5月20日より、下記の追加措置を実施します。

○適用品目等

輸出令別表第2の3に掲げる貨物のロシアを仕向地とするもの

別表第二の三の第二号 フ : 追記

コ～モ : 新設

(注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該の貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

○輸出の承認

上記に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次の1.～8.のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

1. 食品・医薬品
2. 人道支援の目的で輸出するもの
3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
4. 海洋の安全に関するもの
5. 消費者向けの通信機器（PC、スマホ等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
6. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
7. 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
8. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域（※）の法人が出資した法人（合併を含む。）向けの輸出

※米、EU27か国、豪、加、NZ、英

ロシアへの役務取引許可手続きに関するフローチャート

ロシア向けの役務取引について、外為法第25条第6項に基づき、役務取引の許可を受ける義務を課すことにより特定の役務取引を禁止。

ロシア向けの役務取引

Yes

特定団体（軍事関連団体）向けの役務取引（※1）

Yes

許可対象（不許可（※3、※4））

No

役務取引等告示第2号の2及び第2号の4指定する役務取引（※2）

Yes

許可対象（不許可（※3、※4））

No

許可申請不要（※5）

- （※1） 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- （※2） 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）、先端的な物品（量子コンピューター、3Dプリンター等）
- （※3） 人道支援の目的等で役務取引する場合は、許可することがある。詳細は次頁を参照
- （※4） 本措置以外に役務取引の許可対象となっているものについては、当該役務取引の許可申請が必要。

（注意） 本フローチャートは、外国為替令第18条第3項に基づき、平成22年経済産業省告示第93号の2の2～2の4の役務取引の許可に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、外国為替令等の関係法令を必ずご確認ください。

外為法第25条第6項の規定に基づくロシアに係る役務取引許可について

外為法第25条第6項及び外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等を指定する件（以下「役務取引等告示」という。）の規定に基づき許可を要する役務取引の運用等について、令和4年5月20日より、下記の措置を追加。

○適用品目等

役務取引等告示第2号の2から第2号の5までに掲げる役務取引

＜許可対象となる役務取引＞

ロシア向け先端的な物品に係る役務取引（第2号の4）

○役務取引の許可

上記に該当する役務取引は、原則として許可しない。ただし、次の1.～9.のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。

1. 食品・医薬品に関するもの
2. 人道支援の目的のもの
3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
4. 航空の安全に関するもの
5. 海洋の安全に関するもの
6. 消費者向けの通信機器に関するもの（PC、スマホ等に係るもの（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを取引の相手等とするものを除く。））
7. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
8. 政府間の輸出に伴うもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
9. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域（※）の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む）

※米、EU27か国、豪、加、NZ、英

※今回追加する貨物

輸出貿易管理令別表第2の3 2 次に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）		貨物省令
石油精製関連品目	フ 石油精製用の触媒	第32条の第20号 ～第23号
先端的な物品	コ 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品	第33条
	ク 電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用するよう設計した装置	第34条
	ケ 積層造形用の装置並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金	第35条
	カ 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置	第36条
	サ 微小な電気機械システムの製造用の装置	第37条
	キ 水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料及び変換効率の高い太陽電池の製造用の装置	第38条
	ク 真空ポンプ及び真空計	第39条
	ケ 極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品	第40条
	カ 集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置	第41条
	シ 量子収率の高い光検出器	第42条
	ス 工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置	第43条
	ヒ 電磁波による探知を困難にする機能を向上させる材料、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金その他の先端的な材料	第44条
モ 導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子	第45条	

外国為替令第18条第3項に基づく告示（役務取引）

※今回追加する役務取引

※規制の詳細は、外国為替令等の関係法令を必ずご確認ください。

外国為替令第18条第3項に基づく告示

二の四

イ（略）

□ 別表第1（以下(28)～(35)）に掲げる技術（外国為替令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

別表第1

(28) 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置等に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

(29) 輸出令別表第2の3のテ（粉末状の金属、金属合金を除く。）からエ（鏡面仕上げ用の工作機械等を除く。）までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

(30) 積層造形用の装置の設計、製造又は使用のためのプログラム

(31) 輸出令別表第2の3のクからエまで（粉末状の金属、金属合金、工作機械の一部又は工作機械用の数値制御装置を除く。）のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

先端的な物品

(32) 電磁波による探知を困難にする機能を向上させる材料、高エントロピー合金その他の先端的な材料、導電性高分子、半導電性高分子又は電界発光の性質を有する高分子に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

(33) 積層造形用の装置の設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

(34) 鏡面仕上げ用の工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。）等に該当するものの設計又は製造のための技術（プログラムを除く。）

(35) 工作機械又は工作機械用の数値制御装置（鏡面仕上げ用の工作機械等を除く。）等に該当するものの使用のための技術（プログラムを除く。）

輸出禁止の対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加①（5月10日告示公布、5月17日施行）

○輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するロシア連邦の特定団体（令和4年外務省告示第183号）

- 131 第5造船所（別称、5 SRZ及び株式会社GF 5 SRZ 株式会社TsS ズヴェズドーチカ）、
- 132 アラギル抵抗器工場（別称、アラギルスキー抵抗器工場）、133 全ロシア科学研究所株式会社エタロン（別称、株式会社VNIIエタロン）、
- 134 アルマズ株式会社（別称、アルマズ）、135 ドルゴブルドニー自動設計局（別称、株式会社DKBA、ドルゴブルドニー及びドルゴブルドノ自動設計局）、
- 136 電子コンピューター・テクノロジー科学研究所（別称、NICEVEY）、137 エレクトロシグナル株式会社、
- 138 公共株式会社インテルテク（別称、公共株式会社情報テレコミュニケーションズ・テクノロジー、インテルテック及びインテルテフ）、
- 139 株式会社NPOエレクトロメカニキ（別称、株式会社エレクトロ・メカニク科学製造団体）、
- 140 株式会社クロン科学研究所（別称、株式会社NIIクロン）、
- 141 株式会社ルーチ設計所（別称、株式会社ルーチ設計局、株式会社ルーチ及びKBルーチ）、142 株式会社メテオールプラント、
- 143 株式会社モスクワ通信研究所（別称、株式会社MNIIS）、144 株式会社モスクワ労働赤旗勲章無線工学研究所（別称、株式会社MNIRTI）、
- 145 株式会社オムスク・イルティシュ生産組合（別称、OmPOイルティシュ）、146 株式会社オムスク計器工学科学研究所（別称、株式会社ONIP）、
- 147 株式会社オプトロン、148 株式会社パリオット・チェリャピンスク無線プラント（別称、株式会社ChRZパリオット（フライト））、
- 149 プスコフ遠隔通信機器プラント（別称、株式会社プスコフADSプラント及び株式会社プスコフ遠隔通信機器(ADS)プラント）、
- 150 株式会社ラジオザヴォッド、151 株式会社ラズリャド、152 研究製造団体マース（別称、RPAマース及び学術生産公団マース）、
- 153 リヤザン無線プラント、154 科学製造団体・無線部品科学研究所（別称、NIIRK）、
- 155 株式会社科学製造企業アルマズ（別称、株式会社学術・製造企業アルマズ）、156 科学製造企業カント（別称、カント及び学術・製造企業カント）、
- 157 科学製造企業「ラジオスヴァージ」（別称、ラジオスヴァージ）、158 科学製造企業「スヴァズ」（別称、スヴァジ及び学術・製造企業スヴァズ）、
- 159 科学製造企業ヴォルナ（別称、学術・製造企業ヴォルナ）、160 株式会社科学製造企業ヴォストーク（別称、株式会社学術・製造企業ヴォストーク）、
- 161 科学研究所「アルゴン」（別称、株式会社アルゴン科学研究所及び株式会社NIIアルゴン）、
- 162 科学研究所フェルリット-ドーム（別称、NIIドーム及びフェルリット-ドーム・コーポレーション）、
- 163 株式会社ネプチューン自動システム・複合的通信科学研究所（別称、株式会社NIIネプチューン）、
- 164 通信管理システム科学研究所（別称、NIISU及び株式会社NIISU）、
- 165 リレー・テクノロジー特別設計技術局（別称、株式会社リレー・テクノロジー局及びJSCT SKTB RT）、
- 166 戦術ミサイル兵器コーポレーション、711航空機修理工場（711 ARZ）、
- 167 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社国立学術・製造企業「レギオン」（別称、公共株式会社国立学術・製造企業「レギオン」及び株式会社科学製造企業「レギオン」）、
- 168 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社TMKB「ソユーズ」（別称、トゥラエヴォMKB「ソユーズ」、株式会社トゥラエヴォ機械製造設計局「ソユーズ」、公共株式会社「ソユーズ」及び株式会社トゥラエヴォ機械建築設計局「ソユーズ」）、
- 169 戦術ミサイル兵器コーポレーション、アゾフ光学機械工場（別称、第一労働組合組織「アゾフ工学機械工場」、第一労働組合組織アゾフ光学機械工場ロシア工業労働者労働組合及び株式会社AOMZ）、
- 170 戦術ミサイル兵器コーポレーション、「中央自動設計局」（別称、株式会社「TsKBA」及び株式会社「中央自動設計局」）、
- 171 戦術ミサイル兵器コーポレーションコンツェルン「MPOギドロプリボル」（別称、株式会社コンツェルン海洋水中兵器ギドロプリボル、「ギドロプリボル」研究所及び「ギドロプリボル」中央研究所）、172 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社アヴァンガルド
- 173 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社コンツェルン・グラニット-エレクトロン、
- 174 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社エレクトロチャガ（別称、エレクトリック・トラクション及び非公開株式会社エレクトロジャガ）、

輸出禁止の対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加②（5月10日告示公布、5月17日施行）

○輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するロシア連邦の特定団体（令和4年外務省告示第183号）

- 175 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社GosNIIMash（別称、第一労働組合組織工業労働者労働組合 V「GOSNIIMASH」、国立機械工学研究所、ロシア工業労働者労働組合 V「GOSNIIMASH」、株式会社V.V.パヒレフ名称「国立機械工学研究所」及びSKB DNIKhTI）、
- 176 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社PAストレラ（別称、生産団体ストレラ）、
- 177 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社「ダグディセル・プラント」、
- 178 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社クラコフ・プラント（別称、A.A.クラコフ名称株式会社プラント）、
- 179 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社ラヴェンストヴォ、
- 180 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社ラヴェンストヴォ-サービス、
- 181 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社「自動設計研究所」（別称、NIC ASK、株式会社ASK）、
- 182 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社「サリュート」（別称、公共株式会社サリュート及びクイブシェフ機械プラント）、
- 183 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社サラトフ無線機器プラント、
- 184 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社「海洋熱工学科学研究所」（別称、海洋熱技術研究所）、
- 185 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社セーヴェルヌイ・プレス（別称、北方プレス）、
- 186 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社トロポフ名称国立機械製造設計局「ヴィンペル」（別称、株式会社I.I.トロポフ名称国営MKB「ヴィンペル」及び学術生産公団ヴィンペル）、
- 187 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社「ウラルエレメント」（別称、ヴェルフネウファレISK・プラント「ウラルエレメント」）、
- 188 戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社「クラスヌイ・ギドロプレス」（別称、公開株式会社「クラスヌイ・ギドロプレス」、レッド液圧プレス及びタガンログ・クラスヌイ・ギドロプレス計画）、
- 189 戦術ミサイル兵器コーポレーション、KB機械製造（別称、株式会社機械工学研究・生産コーポレーション設計局及び株式会社NPK KBM）、
- 190 戦術ミサイル兵器コーポレーション、学術生産公団エレクトロメカニクス、
- 191 戦術ミサイル兵器コーポレーション、学術生産公団ライトニング（別称、研究・生産団体ライトニング 株式会社学術生産公団モールニヤ）、
- 192 戦術ミサイル兵器コーポレーション、ペテロフスク電気機械プラント「モロト」、
- 193 戦術ミサイル兵器コーポレーション、公共株式会社ANPPテンプ・アヴィア（別称、ANPP「テンプ・アヴィア」、公共株式会社「アルザマス研究製造企業」、テンプ・アヴィア、ANPPテンプ・エアー、株式会社アルザマス研究製造企業「テンプ・アヴィア」及び公共株式会社アルザマス学術製造企業「テンプ・アヴィア」）、
- 194 戦術ミサイル兵器コーポレーション、公共株式会社「MBDBイスクラ」（別称、株式会社I.I.カルトゥコフ名称機械製造設計局「イスクラ」及び株式会社MKB「イスクラ」）、
- 195 戦術ミサイル兵器コーポレーション、ラドゥガ設計局（別称、株式会社A.Ya.ベレズニャク名称「GosMKB」「ラドゥガ」、株式会社国立機械製造設計局「ラドゥガ」、MKBラドゥガ及び I.ベレズニャク名称国営MKB「レインボー」）、
- 196 戦術ミサイル兵器コーポレーション、RKBグローブス（別称、株式会社リヤザン設計局グローブス、連邦国家単一企業RKBグローブス）、
- 197 戦術ミサイル兵器コーポレーション、スモレンスク航空工場（別称、株式会社「SmAZ」）、
- 198 戦術ミサイル兵器コーポレーション、TRVエンジニアリング（別称、有限会社ズヴェズダ-ストレラ商会）、
- 199 戦術ミサイル兵器コーポレーション、ウラル設計局「デタル」（別称、株式会社ウラル設計局「デタル」、株式会社ウラル設計建造局「デタル」、株式会社U P K B「デタル」及び公共株式会社ウラル設計建造局デタル）、
- 200 戦術ミサイル兵器コーポレーション、有限会社ズヴェズダ-ストレラ（別称、スター・アロー及びズヴェズダ-アロー・コーポレーション）、
- 201 統一造船会社「生産連合体北方機械製造企業」（別称、株式会社POセヴマシュ）

注意点・補足点

(役務取引の経過措置について)

- ロシアに対し規制対象技術を提供する取引について、役務告示の施行日（令和4年5月20日0時）時点でその取引が既に開始されている場合は、新たに法第25条第6項に基づく許可を受ける義務はありません。

(許可を要しない役務取引)

- 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術（公知の技術）を提供する取引については、ロシア・ベラルーシ向け輸出禁止措置の規制対象技術であっても、許可を受ける義務はありません。

※これまでの我が国のロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等については、以下のHPをご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

※米国及びEUの輸出禁止措置については、以下のHPをご参照ください。

米国：<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/russia-belarus>

EU：<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>

貿易管理トップページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

対ロシア等制裁関連のページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

・輸出に関するご相談

(可能な限り、想定している貨物・役務や仕向先と併せてご相談ください)

⇒貿易管理部 貿易審査課

・制度に関するご相談

⇒貿易管理部 貿易管理課

お問い合わせメール宛先 (共通)

bzl-russia-seisai@meti.go.jp